(別紙4)

公立病院改革プランの概要

	団 体 名	大村市									
		大村市立病院の経営のあり方に関する基本方針									
		平成	21年	3月	31日						
				~	平成						
					——————————————————————————————————————						
病	病院名	市立大村市民病院									
院の	所 在 地	長崎県大村市古賀島町133番地22									
現状	病 床 数	284床									
1/	診療科目	18診療科目									
公]	立病院として今後果たすべき役	を提供し、民間・二次救急医療・人間ドック等(・地域の保健、	大村地区の基幹病院として、地域において不足する分野の医療など必要な政策的医療を提供し、民間医療の補完的な機能を果たし、地域の医療水準の確保に努める。 二次救急医療機関として、地域における救急医療の中核を担う。 人間ドック等の健康管理事業に取り組み、地域住民の疾病予防に貢献する。 地域の保健、医療、福祉機関との連携を密にし、公立病院として必要な支援を行い、地域 D医療水準の向上を図る。								
	股会計における経費負担の考 方(繰出基準の概要)	平成20年度から、利用料金制による指定管理者制度を導入しているため病院事業会計へ直接料金収入は入ってこない。しかし、既存施設等の元利償還金及び施設改修経費等については、引き続き病院事業会計で負担する必要があるため、その費用分を一般会計から負担金として繰入れることにしている。 また、市は政策医療交付金を指定管理者に交付し、指定管理者は指定管理者負担金を市に納付するようになっており、繰出金と合わせた市の実質負担額は、直営時の繰出金と比較しても縮減している。									
	項目 / 年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	【単位∶百万円】				
	市の実質負担額	572	448	239	240	260					
	(+ 病院事業への繰出金										
	(退職負担金と不良債務解消のための繰出金を除く)	572	618	353	333	324					
(+	政策医療交付金		185	181	181	160					
(1)	指定管理者に交付 金額は変動あり) 指定管理者負担金										
(}	指定管理者が負担、金額は変動あり)		355	295	274	224					
4 又	財務に係る数値目標(主なも の)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	【単位∶百万円】				
経営効	1.不良債務額	1,427	0	0	0	0					
郊率	2. 単年度資金収支	17	0	0	0	0					
率化に	3. 病床利用率	62.1	70.0	70.0	70.0	70.0					
に係る計画	上記目標数値設定の考え方	病院特例債を より償還し解消 また、単年度	活用し、長期債 針する。 :資金収支は、症	務に振り替え、 病院事業会計で	一般会計からで直接支払う必	の繰入金を財》 要のある経費3	20年度に公立 原に年次計画に 分(元利償還金 ト良債務は再度				

						団体名 (病院名)	市立大村市民	病院					
		としての医療機能に係る (主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考					
		文書紹介患者数	3,290	3,700	3,750	3,800	3,850						
		時間外救急患者数	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100						
		民間的経営手法の導入	運営を任せ、民	平成20年度より指定管理者制度を導入し、社団法人地域医療振興協会に病院の管理 運営を任せ、民間ならではのネットワークを活用した医師の確保や経営の効率化などによ る経営改善を図る。									
	数値目標達成に	事業規模・形態の見直し	維持する。平原	뷫20年度からネイ	申経内科、救急	総合診療科を	新たに開設し、	図り、診療体制を さらに健診科を きるよう診療体					
経営効変	.向けての具体的な取組及び実施時期	経費削減·抑制対策	理者の収支が 市から見た症 務解消及び退	赤字となっても 院事業全体へ	市からの補填I の財政負担は の返済を加えて	ま行わない。 、経営形態見〕 こも、公設公営[直しに際し必要 時の財政負担身	ことにし、指定管 となった不良債 見通しとほぼ均衡					
率化に係る計画		収入増加·確保対策	指定管理者制 は入ってこない		用料金制を採	用しているため	、病院事業へ	は直接診療収入					
		その他					を活用し、全額 っていく計画で	i長期債に振り替 ある。					
	各年	 度の収支計画	様式第2号(収	(支計画) のとお	ເບ								
	そ	病床利用率の状況	17年度	85.10%	18年度	73.40%	19年度	62.10%					
	の他の特記事項	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本 見直し、施設の増改築計 画の状況等	者制度を導入 勤医の確保や また、病院敷料	し、地域医療振 神経内科、救急 也内に病時保育	興協会による! 急総合診療科の i機能を持った	病院管理運営⅓ ○設置により病。 院内保育所(H2	が開始され、新 床利用率の回行 20年12月完成)	度から指定管理 たに婦人科の常 复が期待できる。 を設置し、女性 的確保を図る。					

団体名 (病院名) 大村市(市立大村市民病院)

_			(163170 日)							
再	二次医療圏内の公立病院等 配置の現況	長崎県県央地域医療圏は、2市(大村市、諫早市)3町(東彼杵町、波佐見町、川棚町)で構成され、圏域内に公立病院が7施設存在する。大村地区において一般病床を持つ公立病院は、大村市民病院と県下全域の高度医療を担う長崎医療センターの2施設である。								
再編・ネットワ	都道府県医療計画等における 今後の方向性	長崎県県央地域保健医療計画において、公立病院等の再編・ネットワーク化の予定はいが、適切な地域医療の確保と効率的な医療提供体制整備のため、圏域内での医療機相互の機能分担と連携を更に強化していく。								
一 ク化に係る計画	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記するこ	<時 期> 平成25年度までに検討	< 内 容 > 指定管理者制度の導入により、新たな病院管理体制を歩み出したところであり、再編は検討していないが、社団法人地域医療振興協会のネットワークを利用した離島や山間部の医療過疎地への診療支援を推進するとともに、へき地診療に従事していた医師の再研修を行う体制を整え医師確保を図り、診療体制の充実を図る。							
	کی در الله الله الله الله الله الله الله الل									
	経営形態の現況	☑ 公営企業法財務適用	□ 公営企業法全部適用 □ 地方独立行政法人							
	(該当箇所に ☑ を記入)	☑ 指定管理者制度	□ 一部事務組合·広域連合							
ルエ	経営形態の見直し(検討)の方向 性	□ 公営企業法全部適用	□ 地方独立行政法人 🔽 指定管理者制度							
営形	(該当箇所に ☑ を記入、検	□ 民間譲渡								
態見	討中の場合は複数可)	□ 診療所化 □ 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行								
直しに係る計画	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時 期> 平成20年度実施済	< 内 容> 平成20年度に経営形態見直U実施 地方公営企業法全部適用 指定管理者制度 指定管理者: 社団法人地域医療振興協会							
点検・評価・公	点 点 点 点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その 概要) 概要) 概要) では域医療振興協会による管理運営協議会を開催し、市立大村市民病院の運営を にするとともに、市民とともに病院のあり方を議論する「運営市民会議」を立ち上げ、指 管理者による運営全般について評価・検証を行い、病院運営が円滑に行われるよう体 整える。									
表等	点検·評価の時期(毎年 月頃 等)	運営市民会議は定期的に年	2回開催予定							
	その他特記事項	平成19年度末の病院事業会計の不良債務は、公立病院特例債を活用し、長期債務に振り替え、一般会計からの繰入金を財源に平成27年度までに償還し、資金の不足額を解消する。その後は、利用料金制を採用した指定管理者制度を導入している為、一般会計から一定のルールに基づいた繰入金を受け入れ、収支均衡を図り、資金の不足額を発生させない。								

団体名(病院名) 長崎県大村市(市立大村市民病院)

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

											1		1			#丰/31/丰/管
×	 [分	_			· · ·	年度	18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	特例債償 還終了年 度(27年 度)
۲	1.	医	業		収	益 a	3,908	3,544	0	0	0	0	0	0	0	0
収	(1)	<u>-</u> 料	 金		<u>収</u>	λ	3,735	3,354	0	0	0	0	0	0	0	-
	(2)	そ		<u></u> の	17	他	173	190	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2)	<u> </u>	ち ff	也 会	計負		52	52		0		0		Ů		
	2.	医	 業	<u>。 </u>	収	· / 益	139	1,549	344	375	363	352	299	172	166	160
	(1)						117	1,516	344	375	363	352	299	172	166	160
	(2)	国	(県		_	25 並 金	1	0	011	070	000	002	200	172	100	100
Ι,	(3)		(>14		-73	 他	21	33								
$ \lambda $	経		常	ЦΣ	!	益 (A)	4,047	5.093	344	375	363	352	299	172	166	160
支	1.	医	業	-	費	用 b	4,357	5,240	495	400	398	352	319	171	162	162
Z	(1)	職	員	給	与	費(2,483	3,276	168	152	152	152	152	30	30	30
	(2)	材		料		費	961	891								
	(3)	経				費	627	701	49	22	35	35	35	35	35	35
	(4)	減	価	償	却	費	265	292	268	216	201	155	122	96	87	87
	(5)	そ		の		他	21	80	10	10	10	10	10	10	10	10
	2.	医	業	外	費	用	284	279	178	102	91	84	77	70	62	55
	(1)	支	払	4	利	息	119	121	110	102	91	84	77	70	62	55
l.,,	(2)	そ		の		他	165	158	68							
出	経		常	費		用 (B)	4,641	5,519	673	502	489	436	396	241	224	217
経	常	損	益 (/	A) - (B)	(C)	-594	-426	-329	-127	-126	-84	-97	-69	-58	-57
特別	1.	特	別	;	利	益 (D)	1	3	3	0	238	238	238	238	238	238
損	2.	特	別	1	損	失 (E)	27	24	20	10	5	5	5	5	5	5
益	特力	別損	益((D) - (E	<u> </u>	(F)	-26	-21	-17	-10	233	233	233	233	233	233
純		į	損	Ì	益	(C) + (F)	-620	-447	-346	-137	107	149	136	164	175	176
累		積	欠		損	金 (G)	8,058	8,505	8,851	8,988	8,881	8,732	8,596	8,432	8,257	8,081
I_	流		動	資		産 (ア)	789	553	30	25	20	15	10	5	5	5
不	流		動	負		債 (イ)	2,199	1,980	30	25	20	15	10	5	5	5
良		う	ち	— B		入 金	1,319	1,704	25	20	15	10	5	0	0	0
/ =	컢	年		燥 越		源 (ウ)										
債	当年又	F度に は	引意 等 未 発		未借の	入 額 (I)										
務	差引	一不	良		E .	務 / *、	1,410	1,427	0	0	0	0	0	0	0	0
単	年	度		金石		額()	261	17	0	0	0	0	0	0	0	0
経	常	ЦΣ	支	比至	<u>₹ (A)</u>) × 100	87	92	51	75	74	81	76	71	74	74
不	良	債	務	比互	<u>率 (才)</u>	× 100	36	40								
医	業	収	支	比互	率 a D	— × 100	90	68								
職	員給5	与費対	医業収	双益比₹	率 (c) (a)		64	92								
			・第19条第 全の不足額			(H)	1,582	1,513	1,427	1,427	1,189	951	713	475	237	0
資	金	不			率 (円) a	× 100	40.5	42.7								
病		床		利	用	率	73.4	62.1	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0

⁾N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。ただし、20年度については、

次の算式により算出した額に公立病院特例債発行額を加算した額とすること。 「N年度 単年度資金不足額」=(「N年度の不良債務額」-「N - 1年度の不良債務額」)

[・]不良債務額が負の数となる場合においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること 例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 長崎県大村市(市立大村市民病院) (病院名)

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

	_					年月	芰	18年度	19年度	20年度							特例慎值 還終了年
×	分				_			(実績)	(実績)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	選終」年 度(27年 度)
	1.							380		1,427							
	2.	他	会	計	出	資	金										
1127	3.	他	会	計	負	担	金	213	202	409	116	108	107	62	64	67	70
収	4.	他	会	計	借	入	金										
	5.	他	会	計	補	助	金	206	208								
	6.	玉	(県)	補	助											
	7.	そ		(の		他										
			収	入	計		(a)	799	410	1,836	116	108	107	62	64	67	70
入	う? 支	ち翌年出		、繰り ・源	越さ 充 当		(b)										
	前:	年度記	午可債	で当年	F度借	入分	(c)										
		純	計(a) -	· {(b) +	(c)}		(A)	799	410	1,836	116	108	107	62	64	67	70
	1.	建	嗀	į į	改	良	費	382									
支	2.	企	業	債	償	還	金	417	410	409	205	426	421	330	334	339	343
	3.	他:	会計・	長期(借入	金 返											
出	4.	そ			の		他			1,427							
				出	計		(B)	799	410	1,836	205	426	421	330	334	339	343
差	引		足額	. ,	(, ,)		(C)	0	0	0	89	318	314	268	270	272	273
補	1.	損		助定	留	保資					89	318	314	268	270	272	273
て	2.	利		剣 余	金		う 額										
h	3.	繰	越	エ	事	資	金										
財源	4.	そ			<u>の</u>		他										
				計			(D)	0	0	0	89	318	314	268	270	272	273
			不足額		- (D)		(E)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当 又	l:		意 等 	行	で未f の	昔入 額	(F)										
実	質	財	源る	下 足	額	(E) - (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 1. 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。 2. 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。 3. 公立病院特例債償還終了年度分まで記入すること。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

											(+ 12 -	113/		
					18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	特例債償 還終了年 度
IJ∇	収 益 的	収	支	(0)	(1,406,145)			(237,866)	(237,866)	(237,866)	(237,866)	(237,866)	(237,870)	
42		пу	4.	X	168,766	1,568,283	344,028	374,791	600,443	590,629	537,551	409,665	403,848	397,911
資	次 +	的	収	支	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
貝	本	נים	чх	X	419,295	409,837	408,503	115,722	108,091	106,589	61,672	64,369	67,186	70,127
	合		± I		(0)	(1,406,145)	(0)	(0)	(237,866)	(237,866)	(237,866)	(237,866)	(237,866)	(237,870)
			計		588,061	1,978,120	752,531	490,513	708,534	697,218	599,223	474,034	471,034	468,038

(注)

- (在) 1 ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。 2 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金 をいうものであること。